

翻刻

「御老中間部下総守様御通行御継立諸入用に関する出入証文写」

(表紙)

安政六年己未九月

御老中

間部下総守様御通行御継立諸入用

相嵩松原宿元駅相手取出入中

日記為取替証文写

高井田村

田中傳兵衛控

安政六年己未九月

御老中

間部下総守様御通行二付諸入用

相嵩松原宿元駅相手取出入中

日記并二為取替証文写

高井田村

田中傳兵衛控

御老中間部下総守様御通行二付大坂東西御案内方岸田禮助様後藤九左衛門様去年九月十日下見分在之、^(傳)当亦十月廿六日東西御同心木村謙市郎様清原信市郎様御見分在之其俣二追々御延引二相成候て当未年二月五日御先触到来仕候、夫入用相談度々松原宿立会候得共示談不行届元駅四ヶ村分助郷御継立之故障申立候趣二月廿三日急訴被願上助郷五ヶ村翌廿四日五ツ半時庄屋年寄本人御召二相成西御番所川方御役所二御掛り勝部与市郎様被仰問候儀者元駅之もの共より継立二付故障申立候趣急訴致候、此度御老中様御通行之義格別御^(大)太切之義其方共も相心得候哉卜故障之有無御尋二付助郷分其儀八兼て忘却不仕相心得罷在候趣奉申上候得者元駅分去冬分諸入用在之其銀子も不相掛ヶ尚亦此度迎も諸入用筋故障在之候趣申上候八、願出早一兩日二相成、左様之事者調候事難出来追而故障在之候八、願出可申上旨被仰付候処押而松原宿より入用銀之事願出候得者御掛り様

御呵在之御繼立故障申立候義二在之邑八其趣以書付ヲ可願出旨被仰付候二付不得止事会得致し御門前江相下り願下ケ写左之通り 乍恐願下ケ御断

間部下總守様来廿七日松原宿御通行被為御座御当日御用人馬御繼立御賄向御先格之通り勤方助郷村々談及候処心得方一致仕兼候廉在之、何分御当日差向宿役之者共^(連)十方暮候始末一昨廿二日奉急訴候処助郷村々御召出之上厚御利害被為成下候処御当日御用人馬御繼立賄向等御先格之通り右村々宿方立会御太切二相心得聊御差支不申様可相勤旨申上候右全御威光卜奉存候、乍恐願下ケ御断奉申上候、右聞濟被為成下候ハ、難有仕合奉存候以上

河州松原宿

宿役人

豊浦村清左衛門 印

宿 礪 七 印

水走村助 七 印

問屋豊浦村徳三郎 印

前書之通り相違無御座候二付乍恐連判仕候以上

高井田村

年寄 傳兵衛 印

頭百性同村 與兵衛 印

御厨村頭百性

伊右衛門 印
同村 友右衛門 印
永井金三郎殿御知行所
石田村年寄 甚三郎 印

頭百性同村 嘉兵衛 印
酒井若狭守殿御役知
菱江村庄屋調右衛門 印

頭百性次郎右衛門 印
片桐石見守殿御預分
吉田村年寄長右衛門 印

御奉行様

先触之写

一間部下總守 馬拾足繼立之分

人足四拾人

外二人足四拾人程用意

一御祐筆 早川庄次郎 兩人分

佐渡清五郎

馬五足 御朱實^(米)弘共

人足廿八人 同断之分

一御証文御用長持 式棹

并持人足共

一 森觀太夫分 人足四人馬壹疋

右間部下総守様来廿七日頃大坂出立其筋歸府被致候二付書面之通り役々一同御附添罷在候条可得其意候、尤宿村疲勞不致候様下総守様召連候人数其外格別之減少被致宿々繼人馬嵩書面通り二有之候人馬繼駅等之儀八先触二而可致承知候得共為心得之前後申触置候間過分之人馬助郷村々触書呼上置候様之儀決而致間敷候且下総守様始与致召連候家来中間小もの等万一酒代其外ねたりケ敷申談事候得共皆相断其上二茂強而申談候得八早々我等方江届ケ出可申候、若右様之義在之候而不申聞後日二外々露頭候得八却而宿方迷惑可致条其意得無陰可申出候

一 宿方為心得別紙休泊り割差遣し且中川庄治郎・佐渡清五郎上下拾人宛我等義八上下三人都合旅宿三軒下総守殿本陳江相隔り候而八御用并二不宜故候間可相成丈近所江旅宿用意可致候事右之通り得相心宿々無遅滞早々継送り於品川宿我等着之上可被相返候以上

二月廿一日御普請役森觀太夫 印

一 大坂今奈良通伊賀越海道関宿迄夫今東海道筋品川宿迄右宿々問屋念寄中江休泊り割番付

一 二月廿七日闇峠奈良、同廿八日笠置上野、同廿九日柘植関同三月朔日石薬師桑名、同二日佐屋但し海上積り候得共渡二可相成候同三日池鯉鮒藤川、同四日吉田白須賀、同五日浜松見付同六日日坂藤枝、同七日府中興津、同八日吉原沼津、同九日箱根小田原同十日平塚戸塚、同十一日川崎品川、同十三日江戸着

未四月十八日引合書持参二而松原庄屋貞助方江引合候処年香水走村江参吳候様申之同人方江参り候得共折節和州江罷越候故無扱歸り候節松原兵八二而問屋額田村与兵衛豊浦村徳三郎兩人居合面談之上引合書相見せ可請取旨申之候得共年番他行在之上八四ヶ村請取候もの無之乍併為心得之写置度旨申之候二付則為写置歸村致候事右引合書文言左之通り

一 当春御老中様御通行二付人為御継立賄入用助郷今故障申立候趣以当二月廿三日急訴被致助郷五ヶ村御召出し二相成御調二付御継立之義八故障申立候心庭無御座候段御答奉申上候依之相方調印之上願下ヶ奉申上同月廿七日 御老中様御通行御継立無滞相濟然処賄入用勘定向不分明之筋も在之候様疑惑致候二付而八已後双方隔心無之様改革致度候間其駅々飯盛与唱へ売女多人數為召抱日々益銀取集メ其外数ヶ村之百性透問二仲仕并二煮売等致候もの分是亦益銀取立右銀子八何等之御用二遣払候哉此段以書付ヲ御尋申入候間右始末事实有体否哉巨細二御答可被成候以上

未四月 松原宿助郷

五ヶ村

松原宿

宿役人中

同月廿三日菱屋新田俐兵衛方二而五ヶ村当役五人引合手續之もの参

会致候処種々相談致候得共次定相兼何分今一応松原宿江引合其上二
而不行届候得八無拗当廿五日出訴致候間手続之もの一村二言人ツ、
参り廿二日夜^(本)り翌廿三日暮方まで示談致候得共元駄手強ク申張対
談難行届何分廿五日出訴之治定致置帰村いたし候事 同廿四日松江
町郷宿今宮屋庄助方江参会致候而願書相認メ文言左之通り

乍恐御訴訟

御継立諸入用長面不分明二付御糺出入

多羅尾民部殿当時御領所

河州若江郡高井田村

願人庄屋藤左衛門 印

前同断同州同郡御厨村

庄屋勘左衛門 印

永井金三郎殿御領所

同州同郡岩田村

庄屋常三郎 印

酒井若狭^(殿)守御役知

同州同郡菱江村

庄屋調右衛門 印

片桐石見守殿^(御殿)領分

同州河内郡吉田村

庄屋五郎左衛門 印

御厨村

頭百性伊右衛門 印

岩田村

頭百性嘉兵衛 印

吉田村

年寄長右衛門 印

但し私し共三人之もの共御継立度毎二立会引合手続も
在之候二付乍恐此段御断奉申上候

曾我熊之助様御知行所

加藤勝兵衛様御知行所

同州同郡松原村元駄

相手

庄屋

小堀勝太郎様御代官所

曾我又左衛門様御知行所

曾我熊之助様御知行所

同州同郡水走村

庄屋

小堀勝太郎様御代官所

御同人様御知行所

同州同郡額田村

庄屋

年寄

小林由兵衛様御知行所

同州同郡豊浦村

庄屋
年寄

右相手松原宿江私共五ヶ村天明度二助郷加村被為 仰付其後人馬諸
入用銀高等応じ五分四厘八元駄四ヶ村分出銀仕四分六厘八助郷五ヶ
村分出銀仕御用相勤来候然処御役々様御通行御繼立之節八前日立会
先年之入用帳面二見競江可被成丈取締不都合無之様及相談勘定之節
八右帳面二基干割賦仕来り候処四ヶ村之者共近年八先年規定取崩し
勝手二諸入用帳面ヲ造り御用繼立之権柄ヲ以押付割賦仕候二付下二
而度々引合書出し廉々格別ニ為相減差引仕候様之仕方ニテ御太切之
御繼立後穩不成奉恐入候、既二当春御老中様御通行二付前日二立会
相談仕候処相手元駄之もの共入用筋見越ヲ以帳面二造り承知印形可
致旨申之候二付何分通行後勘定可致旨申答候処其段当二月廿三日御
役所様江急訴被願上私共村々御召出し二相成御調上御繼立故障無之
趣奉申上候、入用筋八都而先格之通り可致候様調印ヲ以願下ヶ仕候
而同月廿七日無滞御通行相濟然処前書奉申上通り兎角入用筋為相高
度々引合候得共示談行届兼候儀八松原宿二飯盛唱へ売女多人數為召
抱日々に益銀新規取集メ其外數ヶ村百性透間二仲仕并二煮売渡世之
ものは亦益銀取集メ其銀子ヲ以何之御用相勤候哉是亦度々引合仕候
得共事実有体二答吳不申候二付而者会得難仕近来村々困窮之百性共
多分之諸入用銀相掛り候様成行候而者以來助郷御赦免御願奉申上候

分外致方無御座候二付不得止事乍恐奉願上候 何卒格別之御仁恵ヲ
以相手之者共御召出之上書類不殘御糺被為 成下候八ノ廣太之御慈
悲難有仕合ニ奉存候以上

右藤左衛門 印

勘左衛門 印

常三郎 印

調右衛門 印

五郎左衛門 印

伊右衛門 印

嘉兵衛 印

長右衛門 印

御奉行様

右廿五日奉差上候処目安方御役所二而御懸り御調候証扱もの之在候
哉御尋二付文政五年御老中様御通行繼立入用帳面嘉永四戊辰年右同
断帳面安政四巳年右同断帳面此度御通行二付去十月ノ十二月迄入用
帳都合六冊奉差上候処後刻御前二而御奉行様願書御調之上追而取調
沙汰可致旨被為仰付猶又目安御役所分御召出し二相成地方役所江可
參旨被仰聞直様同御役所江參り候処川方御役所江可參旨被仰付同御
役所江參り候得八御同心様被仰付候儀八今日御懸り役人御出勤無之
明日四ツ時一統可被罷出旨被仰付候事

廿六日一同川方御役所江罷出候処御懸勝部与市郎様被仰聞候儀八願
面口々願出候哉此度御老中様御通行二付諸入用御調願出候哉御尋二

付願面口々奉願上度候由願上候而右帳面奉差上候処此余規定書又八是迄出入二罷出候儀之有無御尋則去々卯年御勘定様御通行之節諸入用出入東御番所様二而御調二相成候趣奉申上候処明日書類持參可致旨被仰付候事

廿七日下宿二而何分彦人二而相答候得八都合宜敷よし談置一同罷出候処御懸り被仰聞候儀八今日元馱（儀）分も願出候二付御奉行様之思召も在之則規定書持參致候哉御尋二付奉差上候処是八御老中様入用筋之書付二無之候哉与被仰聞候故御尤二御座候得共都而入用筋八此書付二基干候よし奉申上候処此方江預り置候間後刻可罷出旨被仰聞支度願上下宿江引取候様致（カ）双方立会罷出候御懸り被仰候儀八元馱之もの共願書拜見致度候趣申之候二付此方之願書相手方江御下ケ二相成元馱之願書此方江茂御下ケ二相成双方拜見致し候而返上奉差上候処被仰聞二八助郷之もの書貫百目二而約定致候儀之有無御尋二被成候故嘉兵衛答与引合中種々申談候得共約定致し候義無之候趣奉申上候処元馱之もの其儀八急度約定致候二相違無之則一昨年脇坂様諸入用書貫百目二而引受此度も同様二約定致候よし申上巳年渡し切之約定書差上強而申張候二付伊右衛門答而其儀八相對八私仕候得共会得致候而相渡し切二仕儀に而八無之元來松原宿見越入用筋之積不承知在之候得共出訴二可罷出旨申之御通行一兩日前出入二相成候儀何共奉恐入候故渡し切仕候得共則積り書拾貳貫三百八拾文与有之双方立会不都合無之様致入札二仕候処私し村方者五貫五百文二而請取候得者松原宿分頼二參り五百文請取入江口錢差出し同村二而致候拾貳貫三

百八拾文書ケ条二て七貫文も相違致候様見積り押付引合候故廉々迷惑致し尚亦元馱分之願面二書貫七百目茂相掛り候処書貫百目二て用捨致候趣在之、私村之者共書實有体二致呉候得八用捨請候儀者無之候趣申答候八元馱之もの一口も返答無之候、尚亦相手方分此度書貫百目二対談行届候義相違無之慥二証拠人在之由申上呼出し候処松原村兵庫屋八兵衛參り私し共引合手續存候様申之候得共御掛り被仰聞候得者最早尋二不及相手村方之もの八元馱之方ヲ味方致候義無違猶高井田村傳兵衛參り候八矢張助郷江味方致候義無相違此儀調二不及全体書付無之候八取上二不相成松原宿不当廉々付出不致候八帳面相見せ候て可致哉若付掛ケ有之候八見せ兼候得共ケ様之事八在間敷候哉御尋二付相手方致様無之決而不都合無之候よし奉申上候八何分帳面相見せ会得為致候八助郷之者一札申入用銀相渡し可申哉与被仰聞一回答之納篤致候得者無異儀相渡し可申候様奉申上候処元馱之もの猶帳面相造候八書貫目余も在之処百五六拾目位二致候よし申之候得共御取上ケ無之其餘種々輪談有之候得共略何分取調中日延之書付可差上旨被仰付相下り日延之書付左之通り

乍恐口上

一松原宿繼立諸入用之儀二付双方分願出候処則今日双方御調之上御御害被為仰付難有承知奉畏候依之下二て諸帳面調中来月朔日まで御日延乍恐奉願上候何卒此段御聞濟被為成下候八難有仕合二奉存候以上

安政六末年四月廿七日

松原宿役人

治部三郎

礪七

與兵衛

徳三郎

御奉行様

願人一統八人

連印

五月二日御限り二付双方共下宿江罷越種々引合候得共示談難行届無
 扨四日二御役所江立会罷出候処元駅分書付ヲ以示談不行届尚亦入用
 銀相渡し吳不申候故差支之趣等奉申上候処御懸り様被仰聞候儀者去
 冬より入用銀少茂相掛ケ不申候段不宜候哉^(申)被仰聞候二付助郷
 答て元来会得参り候得者何時二茂銀子相渡し候得共勘定辻相訳兼
 候儀者元駅分入用帳拜見仕候而内訳仕候処御繼立中双方之夫代飯
 代六口在之別紙二書付致置候銀高式貫三百六拾目余在之、此内訳
 助郷分三百目程二て残り式貫目余者元駅分二而在之外二口々行届
 兼候廉々在之候得共此儀者銀高少し二て対談被致様茂無之候得共第
 一是迄故障者夫代飯代二相嵩候故之義二て御上様江奉恐入候儀二御
 座候趣申之文化度之御繼立帳面文政度之帳面尚亦御勘定之為取替証
 文差上都而勘定辻者談貴さへ取訳仕候得者右帳面江相基干候趣申上
 候処相手元駅答而近年諸入用引訳無之相掛り来候儀二相違無之則嘉
 永四^(三)戌年御繼立二も諸入用相掛ケ既二一昨年脇坂様之節も相掛ケ候

趣申之候二付御懸り様被仰聞候儀八脇坂之節八如何様二在之候哉与
 御尋二付此儀八過日奉申上候通り渡し切二相成候ゆへ相訳り不申此
 儀元駅押付権柄を以取計候儀二付会得不仕元来夫代杯八元駅二可致
 答^(申)御座候村々之庄屋役前二御座候、近年四ヶ村庄屋代人ヲ以夫
 代多分付出し候儀二而問屋無之候節八諸入用筋二故障無之近年問屋
 出来候而より兎角相嵩候よし奉申上^(申)去冬分之飯代書出しヲ
 以奉申上候処何分二も改革致候得八ヶ様之諸入用筋相訳り候哉与被
 仰聞候処松原宿分先江入用銀相渡し吳候様之願致候得共御聞濟無之
 何分日延致置向後之改革致候様被仰付其余双方分種々申立候儀在之
 候得共是ヲ略ス右御日延之書付左二

乍恐口上

松原宿繼立諸入用之儀二付先月廿七日双方分願出候処則御調之上御
 利害被仰付難有承知奉畏候、依之示談仕候得共難行届候二付て八手
 続^(申)亦今日奉願上候処尚亦双方御利害被仰付奉恐入難有奉存候、
 何分二も今一応示談仕候二付来儿拾五日迄乍恐御日延奉願上候依之
 双方調印ヲ以乍恐此段御断奉申上候、何卒御聞濟被為、成下候八、
 難有仕合二奉存候以上

安政六末年

五月四日 河州松原宿

願人宿役人

治部三郎

定助

弥次郎

助七

徳三郎

助郷五ヶ村

庄屋藤左衛門

友右衛門

佐兵衛

嘉兵衛

伊右衛門

長左衛門

御奉行様

五月十五日迄御日延奉申上候故八日十日十三日三ヶ度引合参り候得

共行届不申十六日御日切二付下宿江参り双方立会御役所江罷出何分

一応示談仕候間明後日まで御直予被成下候様口上にて申上候処御掛

様被仰聞候儀八何分親類同士出入致候様之もの二在之候哉余り延引

致 双方共借用銀之上ぬるり二相成候哉^与旨弁別可致

旨御利解被仰聞奉畏下宿江引取候事尚又十六七日両日引合致候得共

難行届書付ヲ以御断奉申上一統治定致口上文言左之通り

乍恐口上

一松原宿元駄四ヶ村相手取御継立諸入用不分明御糺出入先月廿五日奉

願上御調中之上諸帳面取調向後改革可致旨厚御俐害被為 仰聞奉畏

昨十六日迄御日延奉願上御直予中下にて種々示談仕候得共行届兼則

元駄今向後改革積帳面差出候二付篤与取調候処当春御通行御継立入

用帳二引競見候得者増銀之廉々多分在之候二付以来改革二も相成不

申候哉乍恐手積書付ヲ以左之通り奉申上候

一銀貳貫三百六拾三匁八分六厘

右八御継立前後夫代銀辻之処先年分引分ヶ二相成候故双方江持分当

日飯代割賦相掛ヶ来候例も在之尤無抛日雇賃之儀八示談可致候様申

之候得共元駄会得致不申候

一銀貳拾四匁五分

右八堤敷御除地場所二而馬繫場相拵候故先年二八聊相掛り来り候例

も在之候得共此度改革二付村方にて取計致呉候様引合致候得共元駄

会得不致申候

一銀百拾五匁五分

右八御継立二付立会場所之宿借賃壹軒二四匁ツ、相渡し候故右之通

り引直呉候様示談

致候得共元駄会得致不申候

一金三步

右八御継立二付人足方江心付致候様申之候二付新規二御座候故先方

江相断致呉候様引合候得共会得不致申候

一金式歩

右八間屋四人江合羽代与御座候得共新規二御座候故相断奉申上候、

御座候故相断奉申上候

一 銀四拾四匁分壹厘

右者当日御通行間峠二而御中飯之よし申之候得共何連様二在之候哉
相尋候へ共答不申候

一間部様御先触人足四拾人外二用意人足四拾人程在之候所御当日御払
三拾匁人分御上錢四貫九百八文御下ケ被為成下候様帳面二在之候得
共会得致兼候、御祐筆様御先触人足貳拾八人御上錢御下ケ無之候様
帳面二在之此段相尋候得共有体二答呉不申候

一 前書之廉々下二て示談仕候得共行届兼尤諸買もの数口書出し之分有
之一心取調仕度候二付乍恐此段御届奉申上候右之通り御聞濟被為成
下候八、難有仕合二奉存候以上

安政六末年

五月十八日

多羅尾民部御預り所

河州若江郡高井田村

庄屋代傳兵衛印

同断

同州同郡御厨村

庄屋代伊右衛門印

永井金三郎御知行所

同州同郡若田村

庄屋代嘉兵衛印

酒井若狭守御役知

同州同郡菱江村

庄屋代調右衛門印

片桐石見守領分

同州同郡吉田村

庄屋代五郎左衛門印

御奉行様

此書付奉差上候得共御覽之上御下ケ二相成候尤元駄より茂何角長文
書付奉差上候得共同様二御下ケ相成候

翌十八日右書付御役所江奉差上候処御掛り様被仰聞候八示談不行届
候得八口上二て申候て可然哉口上程書付二て八難出来乍併節角差出
し候故取調候得共全体大金と申儀二八無之入用銀相渡し置候間向後
改革可致候哉二被仰聞節ヲ余り数口在之前後仕候而八恐多書付奉差
上候尚亦入用銀之儀八内金受取候得共何時二ても相渡し候得共銀辻
相訳り兼一時二相渡し候儀難出来候よし申上候得共何分双方立会可
罷出旨被仰聞支度相願下宿引取候事 暫致立会罷出候処元駄ノ願書
差上候故此方茂前書付差上候八篤与調候間横手二て差ひかへ可申旨
被仰聞相持居候八、暫致御召二付罷出候得八御掛り様助ノ申口書
類見せ不申会得不及致候趣元駄より申口先規五歩四厘四歩六厘割符
処是申立仕来り取崩し候様申之様願書に候哉全体先年之約定二在
之候八、其通り割符可致故障決し而申筈二無之候哉二被仰聞助郷答

ヲ其約定ハ取崩心得無之候得共新規ニ付出候廉々在之万事差引致異候へば違背申候儀無之候、御掛り様先達而向後改革可致旨申付双方共承知致候哉其対談いヶがト御尋ニ付元駅新積り書之帳面差出候て先達而より助郷江相見せ則写置候て其答無之よし申上候故其御尋ニ付其写候廉々張紙致置候帳面差出置候処此張紙帳ヲ以何故引合致不申候哉ト被仰聞其儀ハ先年より度々引合候規ニ脇坂様之節も同様ニ張紙候故元駅万事相心得候よし申上候て則定例請拂之分拾ヶ度平均致尚御目付様同様ニ拾ヶ度平均ニて渡し切仕候得共拾ヶ度平均ニて八余程銀多相減し候故此度八五ヶ度平均ニて相渡切引合仕候共其儀元駅より答不致故申上候処元駅分其平均八五六拾年已然ニ而六百目程故逆茂難出来其位ニ而八出来兼候得共其相對致宜相心得帳面之取替様も在之嘉永年中(三)和泉様之繼立入用平均之内在之候哉ト御尋ニ付此儀ハ多分入用相高以來此帳面不用候、約定之取替在之其節約定書奉差上候御覽之上相改不絶(力)夫言も在之候とも矢張相かへ平均致候而可然候哉且又諸式直段高下も在之高直ニ而何程下直ニ而何程迄其定致置候而いかニ在之候哉被仰聞何分元助之間柄ハ新類同様ニ而兎角事実取計永續可致旨御利害在之候、助郷より当時八元駅益銀多分取集追々繁昌ニ在之當時助郷五ヶ村ハ難渋仕候よし申上候へ者元駅分答ヲ助郷ニハ多分御公錢(銀)拜借仕其利合請取相勤候よし申之御尋ニ付御先年六拾貫目御願置御聞濟之上四拾貫目御下ヶニ相成候様奉申上候処今一応下ニて示談可致若不行届候ハ、其上取調可致旨被仰付候、其余種々輪談在之候得共是ヲ略、翌十九日引合候得共行届兼候

故双方相談之上来月四日迄御日延約速致書付如左ニ

乍恐口上

一松原宿駅所繼立諸賄諸入用割符銀之一条ニ付先月廿七日双方分奉願上候処御糺之上下ニ而示談可仕旨双方江厚御書被為 仰付難有奉承伏候、依之下ニて示談仕度双方分追々御日延奉願上情々掛ヶ合在之候得共難行届ニ付今一応篤等示談仕度候ニ付尚亦双方調印ヲ以来月四日迄乍恐御日延奉願上何卒御聞濟被為 成下候得ハ難有仕合奉存候以上

安政六末年

五月廿日 松原宿元駅

宿役人 治部三郎印

同 貞助印

問屋 徳三郎印

同 助七印

助郷五ヶ村

高井田村

庄屋代傳兵衛印

御厨村

庄屋代伊右衛門印

岩田村

庄屋代嘉兵衛印

菱江村

庄屋調右衛門印

吉田村

庄屋五郎左衛門印

御奉行様

五月廿八日今来月四日迄御日延奉願上下二て立会引合仕候得共行届不申御切日二付罷越候処不揃二て翌五日下宿二て立会示談致候得共矢張難行届六日二御役所江罷出引合之始未奉申上候処元駅(歌)御難願書ヲ以差支在之候よし願出候処御頓着無之向後者願人相手方之心意二相成願方八相手之心得二相成実意ヲ以熟談致候上八相調候哉第一御老中様御繼立儀八御改事(事)之内二付御通行被成候哉聊々之入用等二而出入致候儀八双方恐多御国恩御冥賀(加)不存不残損分二相成候共言貴目程之事二て村方之不相統卜申候儀二無之年々平均致候八、三拾ケ年二四五度之事二て老ケ度二五百目ツ、損分致置候八、早速二熟談二相成候哉御奉行所二も御老中之入用手縦取調長々相掛り日数相立候て八御心配茂被成候間早々示談可致趣いろいろ御利害有之候故不得止事双方奉承伏一両日御直予奉願上候下宿引取事

翌七日分種々掛ケ合候得共行届兼翌九日御役所江罷出候処引合相調不申候八、向後八老言貴目諸入用二差出し候而可然候哉何分助郷茂少々之事八損分致高割致候八、聊之事二候哉卜厚御利解二在之助郷分段々相歎奉存候八、押(加)与被仰付候故不得止事宿江引候事

其後下二て種々示談致諸入用銀老言貴目人足賃錢七拾五貫文卜万事元

駅江為引請候様約定致四月十一日対談書ヲ以日延左之通(六)

乍恐口上

一松原宿御繼立諸入用銀出入双方分先達而奉願上御調之上厚御利解之程奉承状依之下二て示談仕向後御老中様御通行之節助郷五ヶ村江可相掛四歩六厘之割合人足賃錢七拾五貫文并二諸入用銀老言貴目元駅四ヶ村江相渡し万事請拂之約定二て対談行届尚亦相改為取替一札茂致当春御老中様御通行諸入用銀も元駅江相渡度二付何卒来廿三日迄御日延奉願上右聞済被為成下候八、難有仕合二奉存上候以上

安政六末年

六月十一日 助郷五ヶ村惣代

御厨村

伊右衛門印

岩田村

嘉兵衛印

吉田村

長右衛門印

元駅四ヶ村惣代

與兵衛印

徳三郎印

御奉行様

尤其節米高下二付諸入用八少し宛増減之引合致置此儀八下二て示談
 致候左候八、当春御老中様繼立入用迄同様二相對談致候約定二候事、
 其後度々引合候得共米高下二て増減之引合八行届兼元駄八其儀違変
 致兎角此度之入用銀相渡し呉候様之引合申居候二付無抛切日廿四日
 罷出候八、此方延引致候故元駄之もの何角書付ヲ以早々罷出候所
 双方立会明廿五日差支も在之候得共四ツ時迄二参り候様被仰付候趣
 二て翌廿五日双方立会罷出候八、助郷之者共約定違変致入用銀不
 相渡候願出何故之事二候哉与御尋二付答ヲ約定違変致候儀八毛頭無
 之元来米高下二て増減之趣八下二て引合致置候二付其儀相調候得者
 何時二て茂入用銀可相渡申上候処夫八下二て全其方共之引合方不調
 法二在之候哉与被仰都て之事八書付無之候而八取上ケ相成不申何分
 二も下二て引合可致旨重々在之御尤二御座候得共皆々約定致置元来
 入用銀尅貫目永々相渡し切二相成候而八後年文化文政度之御治世二
 相成候得者多分之銀子相残り遣払方も無之候、哉第一是迄庄屋共之
 引合公様二間違候儀八無之向後八書付ヲ以調印之上引合致候、無致
 方左二候八、余程手数日数も相掛り候儀二御座候趣可申上候八、
 何分書付取置不申候儀八不調法二左様之事八牢屋敷二て吟味致候程
 之事茂無之下二て元駄江相断示談可致旨被仰付下宿江引取候而引合
 致候得共不行届翌廿六日立会罷出引合始末申上全体松原宿之者共不
 実取計御座候、右米之儀八引合置候二相違無之其証拠八当春御繼立
 之入用銀相究呉候様相頼候得共其儀八米之示談（取ノ行カ）一時致答二而銀
 辻八其俣々（取）に致候様申上候処相手方江御尋在之候節外之事二いろ

いろ（取ノ行カ） 玆（取ノ行カ） 替事申候内二鳥度助郷（源）今申候得八納篤不参候趣申之候得
 八引合致候て何故前刻不申上乍併一旦書付ヲ以御奉行様江示談行届
 趣申上候得八此儀決して違変難出来左候八、間部様繼立入用相減略
 可申旨被仰付廿七日日延之書付左之通り

乍恐口上

御老中様御通行御繼立諸入用銀出入双方今奉願上御調上追々御日延
 奉願上当月十一日書付ヲ以御断奉申上候通り対談行届候二付為取替
 一札尚亦当春御老中様御繼立諸入用銀対談取渡中来三日迄乍恐日延
 奉願上候御聞濟被為 成下候八、難有仕合二奉存候以上

安政六未年

六月廿七日

助郷五ヶ村惣代

御厨村 伊右衛門印

岩田村 嘉兵衛印

吉田村 長右衛門印

松原宿役人

治部三郎印

貞助印

問屋 與兵衛印

徳三郎印

御奉行様

七月廿四日^(ヲ)双方不揃之趣^(ヲ)言人^(ヲ)死二罷出相断置候て示談致候得共行届
不申六日二御役所江罷出候処何故行届難候哉ト御尋二付助郷答ヲ
重々米之儀石数引合候趣申之候処御懸り様其儀八外二て之事此方江
申事二て決して無之対談依日延之書付二左様之文言^(申)但々無之対談出
来候上八向後諸入用^(申)旨目二て相調当春之入用も^(申)旨目位二相談致
候旨相心得候趣被申答過日奉申上候通り^(申)旨目相渡候得共過分二相
成米ト此度之入用銀ト一時二相談致候約定二在之、其趣元^(申)駅違变致
候上八当春之入用筋廉々御調之儀御願上申度候、御掛り様書付取出
し其方八一^(申)旦対談行届候上跡二而左様米杯ト申之候哉書付ヲ以御奉
行所江差出候上八反古二八決して難成候哉被仰聞其儀承知仕対談詰
旨^(申)旨目二違变致候心組二無之候得共^(申)旨令口上二て約速候得者其廉反
古二相成候て八納得難出来全体村役共引合左様二間違候て八此後
恚^(申)々奈宛書付ヲ以引合仕度左候八、殊之外手数入恐多奉存候其余い
る^(申)御利害在之候得共押而御歎願奉候八、得て右様二申張り納得
不致候得者双方迷惑二相成候哉元^(申)駅二も何与成共米之^(申)処^(申)致候而
可然文化文政年中二八米直段三拾四五匁之事茂在之、其治世二相成
候得八此儀八相上^(申)改革致候約速致置候様御利解在之、其上助郷^(申)分^(申)彼
是申上候得八強^(申)就^(申)二在之よし被仰付今一応下宿二て示談仕申度候
趣申上引取夫^(申)懸合候得八行届兼候内々御役所^(申)双方召出し二相成
候二付罷出不行届候よし奉申上候、八、御掛り様御立腹在之其方名
前何ト申候哉ト御尋二付御厨村伊右衛門^(申)二御座候ト申上候得八書付
差出し心得方取調之趣被申全体米之儀八相止メ可申、前^(申)平均致候

上者都而高下者相籠り候哉^(申)飯令いヶ様之事在之候共一旦書付ヲ以相
断候上八其方共違变致候ても此方二八御聞届無之納得不致候様ト申
立候ても捨置候事八難出来是^(申)悲^(申)とも承知可致旨種々御利解在之候得
共助郷答ヲ元来平均二八前年米穀下直之算当差加江不申元^(申)駅勝手手之
平均八^(申)恚^(申)實程ト相成候得共助郷之平均八六百目種々在之、是迄入用
筋嘉永^(申)成年米直段百五六拾目茂致候得とも^(申)恚^(申)實百三拾目よし^(申)八相
渡不申去々^(申)巳年脇坂様之節入用^(申)恚^(申)實百目左候八、七八ヶ年之此方之
平均二御座候故^(申)恚^(申)實目相渡し候得八渡過二相成向後文政年中之頃二
八三百八九拾目位二而御繼立出来其節二相成候八、過銀何方江遣^(申)払
候哉此儀納得出来兼候様種々奉申上候、然ルニ御掛り様米之高下引
合いヶ様之仕法二在之候哉ト被仰聞答ヲ当時^(申)恚^(申)石二付直段百廿目程
在之^(申)恚^(申)實目之割合ヲ以^(申)恚^(申)八石五斗御繼立当日之売^(申)払直段二て銀子相
渡約速二御座候よし申之候得八其方共之申口二て者^(申)対談書反古二相
成候様被下候得八押願上候得共元^(申)駅之利害致方無之是悲書付通り二
て承状可致旨被仰聞無^(申)抛明後八日迄御直予奉願上下二て引合致度候
様申上下宿江引取其後下二て嘉兵衛種々対談致候得共行届不申亦八
日御役所江参り候得者暫横手二て差ひかへ可申旨被仰聞相持居候内
同人引合候而明後十日迄日延奉願上下宿引取其後いろいろ示談致候
得共行届不申同日御役所江罷出候得八示談行届兼候得者日延致置下
二而引合可致旨被仰聞元^(申)駅より七月節季渡方差支候趣相願候得共御
聞届無之廿四日迄日延之書付左之通り

乍恐口上

一 御老中様御通行御繼立諸人用銀出入双方奉願上御調之上追々日延奉願上先月十一日書付ヲ以御断奉申上候通り対談行届候二付取替一札尚亦当春御老中様之御繼立入用銀対談取渡中来廿四日迄御日延奉願上御聞濟被為成下候ハ、難有仕合奉存候以上

安政六末年

七月十日 松原宿助郷

惣代

伊右衛門印

長左衛門印

嘉兵衛印

松原宿元駅

宿役人

次部三郎

弥十郎

問屋

助七

徳三郎

御奉行様

右之通り御日延奉願上候処元駅より当節季二払致度候間金子拾両先渡呉候様申之候故対談行届為皆銀渡度一応帰村之上引合可申約速候て引取十一日昼後より松原宿兵八江参り種々引合候得共埒明不申候二付先渡之義八金六兩渡可申候様引合候処拾両之内者少々減候得共請取不申由申之候二付引取翌十二日金子持参致八両丈々相渡旨引合候得共承知不致候故左候ハ、此方之払分兵八飯代八其元之世話成り不申勝手同人江可渡旨引合置八郎兵衛江金子五兩渡置尤当春諸人用

之義者一応調之約定二而帰村之事

一 助郷五ヶ村之内吉田村者松原宿隣村兼テ村方不残懇意之間柄別して前年より繼立勘定之節者松原宿二不当廉在之候而茂取成し致候然ル処此度之出入願書二惣代して罷出候年寄長右衛門儀八相手之者共与八格別二魂入二在之兎角助郷内談者相も漏し全被相頼様相見江五ヶ村之内恚ヶ村相談不致取計事難出来相談致候得共委細相手方江相漏罷出候者迷惑致候既二出入中六月頭二同村分菱江村岩田村両村江参り高田井村御厨村式ヶ村并二願之者悪しく最成し三ヶ村内談八入用銀恚目差出し松原宿与入魂致置候杯ト相談致候趣粗承り居候其儀元駅江内意致候哉御調之節相手方分右之願書奉差上候二付入用銀吉貫目差出し候而も承知之村方も在之候間吉貫目二て対談為行届候様御利解在之下二て談事候処三ヶ村者はやは右二て可相渡旨押而申居候二付不得止事恚貫目七拾五貫文二て人足諸共対談為行届其節米之咄し合も致候得共此儀八詰合之者共心得方違合致候故書付二致置不申事

一元駅四ヶ之内茂何角内論在之よし七月前二金五兩助郷分飯代願銀之内兵庫屋八兵衛江相渡し候二付是亦内論在之候趣二付御日切二八不分明之廉々御調願出候心組之処又八吉田村長右衛門岩田菱江両村江度々参り内談致候哉七月廿四日菱屋新田宗八江参会廻文差遣候故罷越し候処吉田村庄屋佐兵衛長右衛門岩田村嘉兵衛菱江村仲兵衛御厨村伊右衛門高井田村弥次右衛門村々代人之処吉田むらより出候

八、此間より引合之処当春繼立入用九百目ニ可致旨申之候ニ付夫
 二テ済口致度外式ケ村モ承知致候間出入儀者ニケ村不承知之趣申之
 是悲取片ケ度候よし種々申之候得共明廿五日日延致置其上今一応
 村々当役手掛り之者一統参会之上治定可致旨猶又手合致候事

乍恐口上

一御老中様御通行御繼立諸入用銀出入双方より奉願上御調之上追々御
 日延奉願上当十一日書付ヲ以御断奉申上候通り対談行届候ニ付為取
 替一札猶又当春御老中様御繼立入用対談取渡し中来ル五日迄御日延
 奉願上候何卒御聞済被為成下候ハ、御慈悲難有仕合奉存候以上

安政六末年

七月廿六日

松原宿助郷

惣代

御厨村伊右衛門印

岩田村嘉兵衛印

吉田村長右衛門印

御奉行様

七月廿九日御厨村法観寺ニテ参会之廻状差出し候得共同日ニ相成
 三ケ村差支之趣申遣候故押て使ヲ以呼寄候得八菱江村仲兵衛岩田村
 嘉兵衛吉田村庄屋佐兵衛長左衛門高井村源左衛門藤左衛門年寄傳
 兵衛当時庄屋象五郎伊右衛門立会前日引合之始未申談事候得者

三ケ村矢張同様ニ破談之趣申之式ケ村ハ強而得篤致兼向後取払ニ相
 成不申是悲是悲調詰メ願度よしにて相談相訳り兼候故伊右衛門申口
 此俟済口ニ相成り候義ハ残念ニ存候間双方共入用筋相厭候義ニ在
 之、当春已来より拙勤出料六拾目程在之何程成共被差出左候ハ、其
 銀子ヲ以今日引無出勤ニテ言人取請調詰度外村同意之御方ハ御出勤
 被下度候よし申之高井田傳兵衛八少々入用持出し同意成、嘉兵衛茂
 同意ニ在之候得共村方役内々差支之返事致兼然ル処高井田御厨より
 申出候ハ飯代迄差出し調請候儀ハ氣之毒ニ在之候間人打致候ハ、入
 用何程之事ニモ無之無出勤ニ而入用八五ケ村より差出し調詰メ請候
 テ可然其儀三ケ村江引請出入無之候様御取計被呉候よし申之候得共
 何分外式ケ村八代人ニ付参会致早々可致旨申之候故其外いろいる違
 合モ御座候得共是ヲ略然ニ当年吉田村より公銀拾六貫七百目返納在
 之松原村与入魂致双方前以同村江借用致度候処連印ヲ以願出候得共
 御聞済追而御沙汰在之候よしニ付長右衛門仲人ニテ其模様致松原ニ
 テ礼銀先取致候故其儀理在之助郷江借用致度候段是迄引合候得共承
 知不致是又引合詰メニテ松原村相断助郷江相談仕候哉若し承知不致
 候ハ、其旨五ケ村引願出候様申居候得共此儀篤与勘弁之上同村江引
 合三ケ村之返事与同日ニ是又返事可致旨申之候事

八月二日長右衛門嘉兵衛仲兵衛右之返事庄屋象五郎方江参り候処出
 坂ニ付伊右衛門江参り申口向後之出入調詰メ之義者相断無出勤ニ而
 被下候段も同様役々様御通行之儀七年々在之治定無之式ケ村破談相

成候ハ、三ヶ村丈八松原宿江入魂之上三ヶ村渡し銀可相掛旨左之通り
 しいヶ様被申候共決心致候趣相答呉候様被申居候公儀銀之義者今少
 し相訳り兼候様申候、伊右衛門答テ左之義在之候ハ、篤与勘弁可致
 何分日切迄二返事可致約速ニテ翌日高井田江相談致候処調詰メ之治
 定置致東野歸村相持居候処然ル所四日外用向ニ而東辺江参る歸村之
 節嘉兵衛江出合不都合之次第申談事あらあ式ヶ村決心ハ調詰メ願
 度心得申之御公銀も先達而より当時夕段々仲間入被頼候得者此儀も
 今暫相見合可申候間承知被致度候相断置歸村致候処五日朝日長右衛
 門嘉兵衛参り公銀返済仕五ヶ村江拜借被致度候間出入之処者仲程ニ
 而取計被成下候様段々被頼候故いヶ様ニも可致相談致置嘉兵衛八元
 駅江日延之引合長右衛門者公銀一条ニ取掛り明日迄二取片付致約定
 致兩人参り引合候得者日延不致御公致も断兼候趣翌日ニ申参り同道
 二て下宿江罷越し兩人度々元駅江引合候得共埒明不申免角日送りニ
 罷成候二付何分三ヶ村丈先々引合可致其上ニて式ヶ村答可致免角治
 定不致候て八第一御役所江申上様無之旨旦三ヶ村元駅江入魂致候上
 八御役所江罷出候間片付ヶ可致旨強て申談事候所三ヶ村惣代として
 嘉兵衛長右衛門兩人元駅四人立会御役所罷出助郷之内式ヶ村示談ニ
 付心得違在之可致出来兼候趣申上候得共御掛り様御調二付三ヶ村心
 得方大出入余り延引仕度々御利解之程奉恐入諸人用も相厭此上御調
 不奉請済口致度候式ヶ村心得方向後御老中様御継立入用旨實目七拾
 五貫文ニ相定候得共右渡方之廉々相極々置役々様之御継立入用同様
 二定メ置不申候て八臨村御通行難計其節故障ニ相成此度改革奉願上

其廉相訳り不申此後出入相成不申候様調詰メ願度候よし申之候趣ニ
 御座候、御掛り様左候ハ、調詰メ不致候筈ニ無之明十四日迄延引致
 置夫迄二片付不申候ハ、同日より取調致可申旨被仰聞書付無之十四
 日出二御上様より被仰渡其外種々論談是略也
 八月十四日御日切二付罷出候得共不参二付三ヶ村惣代岩田村高井田
 村庄屋代弥^(カ)ニ右衛門元駅代人三人御役人江日延致度候趣申之候得共
 御聞濟無之式ヶ村ノもの不罷出下ニて故障申張り不届ニ在之候哉代
 人ニて者相訳り不申何分是迄罷出候御厨伊右衛門高井田村庄屋明五
 少時無間違可^(出)差若し不参致候得者取計方在之是悲是悲差出不申旨
 被仰渡候二付翌十五日高井田村年寄傳兵衛御厨村伊右衛門御出勤相
 持居罷出候処故障之義御尋二付兩人申上候義八月十日御日切迄八
 五ヶ村万事相談之上ニて元駅江示談仕候処其後三ヶ村之庄屋共私し
 共江沙汰不致度々内談致駅方与入魂致元駅も式ヶ村破談致私し共引
 合方頓着不致儀納篤致兼候元来吉田村八駅所村之隣村二付平日懇意
 之間柄式ヶ村八四拾丁も間夕在之同様ニ割方致置内意之勘定向以ヶ
 様ニ致候哉其儀疑念仕候訳ヶ合茂在之定テ向後八三ヶ村ニて助郷相
 勤松原宿も式ヶ村無之候ても継立差支無之候哉ニ奉存候是悲是悲
 三ヶ村之庄屋本人共御召出之上入魂致候廉々私し共江納篤為致呉候
 様奉願上候旨いろいろ申上候処御掛り様被仰聞儀者三ヶ村之者共
 愚昧ニて式ヶ村万事行届儀ニ無之何連ニて茂銀子多出銀旨者茂世々
 少^(カ)多分付キ与申事茂在之、三ヶ村之高五千余其式ヶ村ニて八三千二
 不足致候哉銀高割符致候得共聊在之相続差支之儀ニ茂無之一旦尙貴

目七拾五貫文にて向後渡切約定致候上八当春之入用銀丈々に在之候哉是悲是悲承知可致、若し村方之者共故障申者在之候得者可差出旨被仰聞押而御利解在之候得共強而願上候儀八全体駅方宿役人共此度入用銀壹貫七百目余り之処私し共より御調詰メ願出候趣引合候得者九百目濟切致度候よし其内四百目余り八助郷飯代払二在之左候八、全御繼立入用筋八五百目程御座候、壹貫目之渡切当時諸色高直之御治世永々之儀二付若し下直相成候得者過銀之遣払方納篤致兼元來聊之儀二て村方不統之程二八無之此儀者駅方四ヶ村迎も同様之事二御座候様申上候得者一旦約定致對談書迄差出し其儀違変之心得方与相見江取計方茂在之双方打揃て罷出旨被仰聞事秀奉願上下宿江引取双方共立会罷出候処御掛り様被仰付候儀者書付ヲ以約定奉行当二而差出弥違变致候哉与被仰聞候二付其儀八先達而分度々願上候米之儀相聞違候二付当時對談行届兼元來助郷之儀八人馬繼立差支不被成様加村二被仰付其後聊宛諸入用相掛り候仕癖二相成当事者入用筋四歩六厘割符仕来り二相掛り難ヶ敷奉存候得共此儀致方無御座^(助)之村方江不当之廉々付出し宿役人共自徳二少々銀子二て茂仕候義者何共納篤參り兼候趣申之候処其儀是迄度々申出候得共當時示談行届候儀二在之候哉對談書付反古二致候哉此儀相尋候事二在之押而被仰聞答テ引合不調法仕候儀幾重にも御詫奉申上候得共是迄度々御願奉申上候壹貫目之銀子八永々渡切多分に相成是悲納篤致兼候趣押而申上候^(八)八、其通り二申募り候上八御奉行所江申上吟味詰メ可致候間書付持參之上可申上取計方在之全体強盛^(盛)之申方卜被仰聞候二付伊右衛門

答テ此引合者嘉兵衛長右衛門三人にて仕候二付不調法之段三ヶ村百姓共故障無之候得共御厨村高井田村両村百姓共得篤致不申新式ヶ村江無申訊縱令御察当奉請候而も無致方乍併何卒為行届度存候、私し手元分銀五百目調達仕駅所江永々迄預ヶ置其利足年々元駅江是又預ヶ置御老中様御通行御繼立每二持出し入用銀之内江對談跡戻し様之ふり合候得共前割より強而預り之儀八致能候哉何分令一応對談可致旨被仰聞明十七日まで御直予奉願上歸村致候事

翌十六日伊右衛門弥次右衛門嘉兵衛松原宿江參り元駅八人度々引合銀壹貫目年々八拾匁之利足永々元銀返済不致候約定行届翌十七日立会御役所江罷出口上二て對談行届書付之儀八種々引合も在之、明廿二日迄御直予奉願上聞濟之上歸村候事

翌十九日傳兵衛伊右衛門松原宿江參り宿役人問屋江為取替下書ヲ以引合候得共難行届止宿致翌廿日嘉兵衛參り三人度々引合漸々夜五ツ時頃二御老中様一件丈ヶ行届御役所様之取締方行届兼廿一日早朝分天保度為取替差加入一紙二て致置臨時御通行繼立夫代飯代持分之引合種々掛ヶ合致候得共此儀八決して難出来趣募り不得止事御役所二而論談致候約定二て歸村致候事

廿三日三人御役所江對談之模様申上候処何分元駅立会可罷出旨被仰聞下宿江引取不計延刻仕翌廿四日御役所二て天保度為取替尚又

役々様御通行元締種々論談致候内御掛り様向後先規之約定双方相守可申候哉御尋二付助郷申口其儀八決して違背不仕候様奉申上候処元駅申口先年之約定違変不在候得共此度之出入八御老中様之入用筋御調候付御役々様取締方追而仕度候様種々相願奉申上候二付助郷答テ御役々様臨時御通行難計私し共村々願面御老中様御入用筋丈ケ二八無之是悲是悲御調詰メ奉願上候ハ、何分先年之規矩双方相用候儀候得者其旨下二て示談之上為取替可致候様被仰付元駅いろいる余事申上候得共御頓着無之下宿江引取候処傳兵衛用向出来帰村嘉兵衛病氣二て下宿二て打到伊右衛門老人二相成重々為取替引合夫々熟談仕行届候得共御役々様御通行之節賄方之処元駅書入度候様申之先年より賄方之儀八為取替二無之継立諸入用分而已候二付其段双方立会御役所二て御調奉請此儀も先年之通りにて書入不申賄方元駅二て取計筈二て為替^(代脱)行届候得共何分御継立之節八先帳面江見競諸入用筋相掛り夫代飯代持分之勘定可致引合詰之事

乍恐口上

松原宿諸入用筋双方より奉願上御調之上度々御日延奉願上此度下二て対談仕万事行届^(代脱)飯^(代脱)為取替仕候得共本紙引替入用銀取渡し中采月五日迄御日延奉願上候御聞濟被為成下候ハ、難有仕合二奉存候以上

次江廻又

安政六末年

八月廿七日 助郷五ヶ村惣代

御厨村 伊右衛門印

岩田村 嘉兵衛印
高井田村傳兵衛

代人 弥次右衛門印

元駅四ヶ村惣代

次部三郎印

徳三郎印

助七印

御奉行様

為取替一礼之事

一松原宿駅所近年御用向相高難相勤此度助郷加村之儀東御番所江奉願候処御糺之上吉田村菱江村岩田村高井田村御厨村右五ヶ村江駅所御用人馬惣入用銀高割符方出銀被為仰付奉畏候步割之儀者元駅助郷双方四步通りなくて八不出旨争ひ候二付猶又駅所分步割之奉願御糺之上双方用達中江取嚙被仰付則熟対之上駅所四ヶ村より五步四厘方出銀助郷加村之五ヶ村分四步六厘方出銀双方無申分右出入下濟仕候、然ル上八去卯十月十六日已来年々無滞出銀仕候御用向差支不申候様相勤可申候為後証為取替候一礼依而如件

天明四辰年

正月廿五日

河州若江郡

高井田村 庄屋喜左衛門印

同州同郡

御厨村 庄屋後兵衛印

同州同郡

岩田村 庄屋三左衛門印

同州同郡

菱江村 庄屋善右衛門印

同州河内郡

吉田村年寄

善右衛門印

同州河内郡

松原村

同州同郡

水走村

同州同郡

額田村

同州同郡

豊浦村

右四ヶ村庄屋年寄中

此為取替助郷五ヶ村之内紛失仕候哉無之此節御役々様取締引合之始末二て駅元分申之其廉ヲ以相見せ可申若し^(違)麦背仕候得者御役所二て拜見可致旨強て引合致候処漸々差出候得者御用人馬惣入用銀高分在

之故障之申方茂在之候得共万事引合行届候故残念相心得候間何分書

類太切^(大)二紛失無之候様致置度事

為取替証文之事

御勘定様御普請改様御通行御朱印御証文之人馬繼立之砌入用割

一 繼立人馬弁錢高員数通之事

一 御伝馬入置候場所借賃銀四匁二て相定事

一 右馬繫場所拵賃錢老貫四百文二て四固村江引請候事

但し拾七疋位迄八此通り二て引請候得共万一格別之通行二相

成候節八及御談二可申候

事

一 飼葉籠^(書)柑籠相調候事

但し馬数二よつて相調候事

一 当日繼立之席料銀四匁宛相極差遣候事

一 湯焼人足吉人

一 御荷物数駄之儀二付太切^(大)二取なやし^(力)致候

馬馴候もの相雇ひ候事

但し格別荷数多候而吉人二て廻り兼候節八御談事之上取計可申事

一 御先触到来之上大坂分繼立之人馬荷数等之訳承り合御^(馬脱)伝会所人足

方并御旅館江御伺二罷出候節宿役人吉人二て相勤夫代飯代共銀五匁

ツ、相渡し可申候事

一 南都繼立候人馬山坂之儀二付余中何事なく相送り候哉不調法等之有

無見届ヶ御旅館江罷出候宿役人吉人二て相勤夫代飯代共銀八匁宛相

渡し可申候事

一 御触到来之上人馬手当余事人足等々割方之節四ヶ村五ヶ村寄会相談
之砌飯代言人前二言勿五分ツ、相定都而寄合等之節禁酒之事

当日四ヶ村五ヶ村役人問屋役人等飯代言飯言勿ツ、二相定当日昼夕
共人数名前帳面四ヶ村限相渡候事

一 御通行先臨時之儀出来仕候節八五ヶ村立会御相談及取計可申候事

右外当日入用品有之候共四ヶ村限二取計可申候前書ヶ条入用筋者是

迄通りメ高四歩六厘五ヶ村より出銀之事此度相談取締候上八請拵者
兼て相定メ通り当日十日切双方無相違取計候事以来相互二立会繼
立可申候事

一 宿場平生人馬繼立諸入用共先年分取定メ候通り七月前銀九百貳拾勿

十二月まへ銀九百貳拾勿四歩六厘五ヶ村出銀候事

一 御目付様御通行御入用之儀先達而御相談之上年々之儀二付拾ヶ年平
均ヲ以四分六銀百貳拾八勿壹分式リ二而四ヶ村引請候二付年々御通
行之砌五ヶ村より出銀可申候事

一 御老中様御通行之砌八是八格外之儀二付前広二及相談二入用筋之儀

八可成丈取締候二付御太切之御通行不調法之儀無之様致相談繼立可
申候事右者此度相談之上為後日為取替証文之通り相違無之候依而如

件

松原宿四ヶ村

額田村庄屋小兵衛印

宿年寄代 庄右衛門印

庄屋 三右衛門印

豊浦村庄屋中村四郎右衛門印

水走村庄屋新右衛門印

次郎兵衛印

松原村庄屋浅右衛門印

庄屋幾次郎印

助郷五ヶ村

御役人中

一 助郷五ヶ村より元駄四ヶ村江相渡し 証文之文言同所之事

天保拾壹子年

十二月日 但し五ヶ村名前書

御厨村庄屋勘左衛門印

庄屋正後郎印

高井田村庄屋與次兵衛印

同 平左衛門印

岩田村庄屋弥次右衛門印

吉田村庄屋佐兵衛印

菱江村庄屋要助印

庄屋彦五郎印

取扱人

元駄四ヶ村

御役人中

為取替一札事

一御老中様御通行御繼立人馬諸入用之儀二付当四月廿七日双方より西御番所様江願出候処川方於御役所夫々御糺之上厚御利解ヲ以対談可仕様被為仰付奉承状依之再度御日延奉願上及示談向後

一御老中様御一方御通行之節御付々様都而御朱印御証文有無共御役々様御通行二付前後御繼立諸入用銀壹貫目人足賃錢七拾五貫文右式口助郷分元駅四ヶ村江相渡し万事請払二相成候上八晴雨二不抱參何様之諸入用相高相減候共元駅限二取計可致候約定二相成候上八互増減之儀者申間敷候依之御通行当日四日前二右銀錢共無遲滞相渡し可申候、事但本文之通り約定いたし候処御通行之砌自然元駅二て人足難調候節八不足之人足助郷より差出し可申候尤賃錢之義八元駅分相渡可申候事

右之通

一御老中様御通行一条示談行届互無違背相守可申候事

一御勘定様御普請様御付之御朱印御証文人馬繼立之節八天保十一子年(十一)月為取替相守可申候事

一其外御臨時御役々様御通行御繼立之節八天明四辰年正月為取替相守元駅五步四厘助郷四步六厘之割合ヲ以初敷分立会夫代飯代持分れ都而諸入用もの之儀者日々之勘定二而請払実意ヲ以御繼立之儀者御太切二取扱可致候為後証為取替依之如件

安政六末年

八月廿六日 元駅宿役人

松原村庄屋 貞助

浅七

水走村庄屋 次部三郎

新右衛門

額田村庄屋 礪七印

三右衛門印

豊浦村庄屋名前相定不申

年寄清左衛門印

助郷五ヶ村

御役人中

銀子預り証文之事

一 銀壹貫目也

右之銀子助郷五ヶ村より元駅四ヶ村江永々元銀返済不致筈二而慥二受取預り置申処実正也然ル上八利足之儀者「(勘定) 壹ヶ年二」銀八拾匁二相定年々利足積銀所江預置何時成共助郷入用之節積利足相渡可申候為後日永々預り証文依而如件

但し利積銀二利足無之候事

安政六末年

八月日 松原元駅宿役人

松原村庄屋貞助印

水走村庄屋次部三郎印

額田村庄屋礪七印

豊浦村年寄清左衛門印

助郷五ヶ村

御役人中

右之通り貸付置候処岩田菱江吉田三ヶ村之儀者前日二元駄江内談致候儀毛在之候故其廉ヲ以引合詰メ式ヶ村江引請御厨村四百目高井田村六百目割合致置利足之儀者御役々様御通行之節諸人用銀式ヶ村丈ヶ差継候約定ニ相成候尤本紙証文者高井田村庄屋源左衛門二預リ置申候事

乍恐願下ヶ御断

一御老中様御繼立人馬并二諸人用之儀二付当四月廿七日双方より奉願上候処夫々御糺之上厚御利解ヲ以下二て対談可致様被仰付一統奉承状依之再度御日延奉願上当二月廿七日(省略)

一御老中様御通行御繼立諸人用銀示談行届取渡仕相濟猶又向後諸人用銀之義モ示談行届別紙為取替仕則写奉差上双方無申分夫々対談行届候儀者御威光故之御儀与難有奉存候依之願下ヶ被為成下候様仕度双方調印ヲ以奉願上候乍恐御聞濟被為成下候ハ、一統難有仕合ニ奉存候
以上

安政六未年

九月十四日

松原駅宿役人

次部三郎

貞助

問屋 助七

徳三郎

與兵衛

助郷五ヶ村

多羅尾民部当分預り所

河州若江郡高井田村

庄屋藤左衛門

病氣二付

年寄

田中傳兵衛

御厨村庄屋勘左衛門

永井金三郎知行所

岩田村庄屋常三郎

酒井若狭守御役知

菱江村庄屋彦助

片桐石見守領分

吉田村庄屋五郎右衛門

御厨村頭百性伊右衛門

岩田村頭百性嘉兵衛

御奉行様

前書願下ヶ書二付本紙為取替証文之写相濟奉差上候処則川方御役所
御用留二御証置候様被仰付候事

*同じ用語の傍注は初出のみに付した

【解題】

(岡村良子)

はじめに

本文書は、安政六年（一八五九）九月、越前鯖江藩主、老中間部下総守（間部詮勝）が大坂からの帰路、暗越奈良街道の河内国松原宿通行にあたって、継立諸入用が高むため、助郷五力村（吉田村・菱江村・岩田村・御厨村・高井田村）が松原宿元駅（松原村・水走村・豊浦村・額田村）を相手取って起こした訴訟の日記並びに取り交わした証文の写しで、助郷村のひとつ高井田村の年寄田中傳兵衛の控えとして残され、現在当館が所蔵する河内国若江郡御厨村加藤家文書に含まれているものである。

古代から暗峠を越えて奈良と難波を結ぶ街道があつたが、近世には脇往還として伊勢参宮で賑い、また東海道と大和・大坂を結ぶ道筋でもあつた。大坂玉造を起点に、大今里村、深江村、新喜多新田、御厨村、新家村、菱江村、松原村、水走村、豊浦村、暗峠（生駒山）を越えて、大和追分宿、砂茶屋、尼ヶ辻を抜けて奈良に至る。そこから伊賀越えで関に出れば東海道である。

松原宿の助郷に関する先行研究としては、黒羽兵治郎「奈良街道の駅村とその助郷」（大阪府立大学経済研究『第一六号、一九六〇年）、同「河州農村の助郷役―幕末の布施界限におけるその負担」（『大阪府立大学経済研究』第一八巻、一九六一年）、同「幕末維新期の助郷事情―布施界限の諸村を中心として―」（『大阪府立大学経済研究』第二号、一九六一年）がある。これらの内容は維新後に問題の多かつた

助郷制度が改廃されるまでの松原宿の村民の抵抗としてまとめられ、

『布施市史第二巻』に収録されている。¹⁾ 交通史の研究としては史料の残存状態とその街道の重要性から、五街道、特に東海道の研究が集中している。暗越奈良街道は脇往還でありながら、江戸から老中らが下坂するときの道筋であつた。同じ河内国の枚方宿が東海道の一宿として扱われて、常備すべき人馬を一〇〇人一〇〇人に決められていたが、松原宿は寛政六年（一七九四）ころには継立人馬は実質一日平一〇人一疋にも足らない。²⁾ ところが、嘉永六年（一八五三）の黒船来航以降、政治情勢が混迷する中で、全国的に交通量が激増した。また上方に政局が集中するという状況の中、この街道も大規模な通行が多くなった。例えば文久元年（一八六一）には初代英国公使オールコックが大坂からこの街道を通り江戸に向かうが、当時和宮降嫁を前にし、日本側が京都を避けてこのルートが選ばれたという事情があつた。³⁾ ここでは、前述の黒羽氏の論考の中で触れられていない、寛政六年（一七九四）から文久元年（一八六一）のオールコック通行の継立までの期間を埋める史料として紹介していくこととする。

安政六年老中間部下総守詮勝、来坂の事情

安政五年（一八五八）九月、老中間部下総守詮勝は六月に調印した日米修好通商条約の条約調印弁疏のため、井伊大老の命を受けて上京した。水戸藩への密勅降下から起こった安政の大獄が進行する中、間

部は志士を逮捕、その後も宮・堂上の家臣まで逮捕の手を広げ朝廷を威嚇する。一二月三〇日には孝明天皇に拝謁し、条約調印の事情は「氷解之事」となったが、条約勅許には至らなかった。青蓮院宮尊融法親王以下堂上の処分、水戸への密勅の協議に加わった四公卿の処分の見通しがついたことを見届け、間部下総守は翌六年二月二〇日に京を立った。伏見から船で来坂し、二二日には上中之島町伊予松山藩蔵屋敷に滞留する。その後、兵庫に滞留、和田台場、須磨一の谷を過つて、二五日には帰坂し、翌日住吉堺台場を順見してまわつた。⁽⁵⁾ 本史料記載の先触には、その後「闇峠奈良」を二月二七日に通行し、奈良を通り伊賀を越え、東海道を通行し三月二三日に江戸に着くとある。

松原宿の成立と助郷村の設定

松原宿は街道八里八町のうち唯一の宿であり、その繁盛の様子は「同村大橋貞一氏所蔵の文政四年（一八二二）の松原村宿屋茶店両株名前帳によれば、大和屋以下十四軒の宿屋ありて、各飯盛女二名宛を置き、茶店は橘屋以下九軒ありて、茶汲女各二名を置きたりしが、其實一戸には七、八人の女居りて遊女の如き振舞ありしと云ふ。今尚その家数軒残存す。然るに交通の便開くるに従ひて往來の客減じ又明治八年堺県より遊郭の如き宿屋茶店を厳禁したれば今日の如き一農村とはなりぬ。」と『中河内郡誌』⁽⁶⁾に記されている。

松原宿が設置されたのは、明暦元年（一六五五）のことであり、松

表1 松原宿御定賃表

松原から	奈良まで	郡山まで	大阪まで
道法	5里8町	4里	3里
本馬1疋	317	267	123
軽尻1疋	211	174	79
人足1人	156	132	59

(単位 文)

原村と水走村の両村が駅所村方と定められた。その後この二カ村だけでは駅所御用の負担に耐えられないと駅所御免を出願したが許されず、ようやく寛文十一年（一六七二）豊浦村と額田村が駅所加入を命ぜられた。以来この四カ村は「松原宿四ヶ村」「元駅四ヶ村」と呼ばれ、この構成は幕末まで変わらなかった。宝永六年（一七〇九）の額田村明細帳によれば、四カ村で毎日日本馬二十五疋、人足五十人を出すことになっている。⁽⁷⁾ 駄賃銭については、万治三年（一六六〇）一〇月と同年三月再触が高札場に示され、道中奉行が定め、寛文四年（一六六四）五月大坂町奉行から達せられた「条々」があり、正徳元年（一七一）五月に駄賃銭、荷の重さなどの規定について決められた。当初の御定賃表は表1のとおりである。⁽⁸⁾ 「この賃金で旅行者や荷物を運ぶのが本来であったが、のちにそれが適用されるのは公用旅行者に限られるようになった」とのことである。この他、御定賃銭で人馬を使用できない者は、相對賃銭による。一般庶民や商人荷物などの場合である。ここで定められた駄賃銭はその後改訂されず、多分の出金が幕末まで続く。寛政六年には、増額を出願しているが、聴許されなかった。

天明三年（一七八三）によつて、吉



図1 奈良街道松原宿および助郷略図（『布施市史第二巻』より作成）

田・菱江・御厨・岩田・高井田の五村が松原宿助郷村に指定されることになり、「松原宿御用人馬井所入用銀高」のうち、五分四厘を元駅四力村が、四分六厘を助郷五力村が負担することになった。

それぞれの村の位置関係と規模を表に示した。また、近世の大和川筋では剣先船が交通・運輸を担っていたが、大和川が付け替えられる

宝永元年

（一七〇四）

以前から河内国若江郡・河内郡・讃良郡・茨田郡には在郷剣先船が所持され、

年貢米の輸送や村方要用荷物の賃積み、

深野池の渡船に使われており、貞享元年（一六八四）

公式に認められた。そのほ

かに小舟の井路川剣先船（宝永二年・免許）を使用していた。元禄五年（一六九二）には、御厨村は一艘、岩田村は二艘、水走村は八艘の剣先船を所持している。大和川付替え後は在郷剣先船の必要が少なくなったが、河内の川筋全般における賃積み稼ぎを本業とする大坂剣先船との間で訴訟があり、恩智川、楠根川、寝屋川筋の賃積み稼ぎは認められたという経緯がある。^⑩ また菱江村は、天明六年（一七八六）、

若江郡福万寺村・市場村・稲葉村・中野村・横枕村・荒本村とともに奈良街道の五十間下手から放出村までの間の剣先船通船出願に名を連ね、協定も存在する。このようにこの地域は水路による輸送も盛んであり、弘化四年（一八四七）京街道枚方宿と松原宿の役場御用を勤めてきた馬持から新規通船反対の申し立てがなされており、また嘉永元年（一八四八）にも紛議が起こっている。^⑪

負担軽減運動の経緯

助郷が指定されてから五年後の天明八年（一七八八）には、幕府巡見使に元駅、助郷それぞれの立場から負担の軽減を嘆願している。元駅は、奈良まで一宿、大坂まで一宿の追加設置と御定賃銭の増額を求めた。松原宿の状況を知るために、元駅の歎願の理由をここに記す。

① 御定賃銭は、諸色高値、銭相場低落から適正価格ではなく、人足に増銭がかかる

② その割に支払いを受ける賃金が規定以下で差引分は宿の弁銭に

表2 松原宿、元駅と助郷の村の状況

	村名	支配	石高		家数(軒)	人数(人)	村の特徴
元	河内国河内郡 松原村	曾我豊之丞知行所 加藤勝兵衛知行所	308.0330			553	*人数は明治9年の記録。 *家数、人数は安永6年(1777)の記録 「恩智川、此水上八大和川水未天満大川へ出申候、但し、川幅凡そ五間程、尤砂川二而御座候」
			1043.8290	239			
駅	河内国河内郡 額田村	代官小堀数馬支配	601.2700		115	518	*人数は明治9年の記録。「村内を南北に通る東高野街道と東西に通る暗越え奈良街道が交差する交通の要衝」 「渡船場無御座候、川御座候得共、小川二而渡船等無之候」
			78.1100				
			191.9610				
			750.6690				
			1817.8990				
助	河内国若江郡 高井田村	代官多羅尾民部支配	1214.679	186	922	*人数は明治9年の記録。 *寛保3年(1743)「明細帳」の記録。()は慶応元年「村高家数人別書上帳」より。 *家数、人数は慶応4年(本高1854.6800)の記録 「右川(楠根川)岸々京橋迄米苅石二付苅刃式分船賃相懸り可申候」「水難場所も多分御座候」	
			(1250)	(182)	(851)		
			1223.8690	166	854		
郷	河内国若江郡 岩田村	永井左門知行所	1180.4230	170	740	*家数、人数は宝暦10年の記録 「難波御蔵迄三里余程、舟二而楠根川・榎屋川筋積下し申候、右持出し人足賃・舟賃共、御米苅石二付苅賃文相掛り申候、此人足賃銭并二小人用とち、百姓入用二而津出し仕候」 *家数、人数は文政13年(本高2039.1550)の記録 「用水少なく、水干両難之場所」「文化年間の恩知川蜷出来、字三十六辺別而徳品なり」	
			1868.9757	245	1086		
	河内国河内郡 吉田村	片桐主膳正知行所					

注) 支配と石高については『旧高旧領取調帳 近畿編』(近藤出版社、一九七五年)を参考にした。家数、人数、村の特徴については『東大阪市史料第六集(一)~(四)を参考にした。御厨村の記録の「明細帳」「村高家数人別書上げ帳」はいずれも「加藤家文書」。松原村、豊浦村、高井田村は『角川日本地名大辞典27大阪府』による。

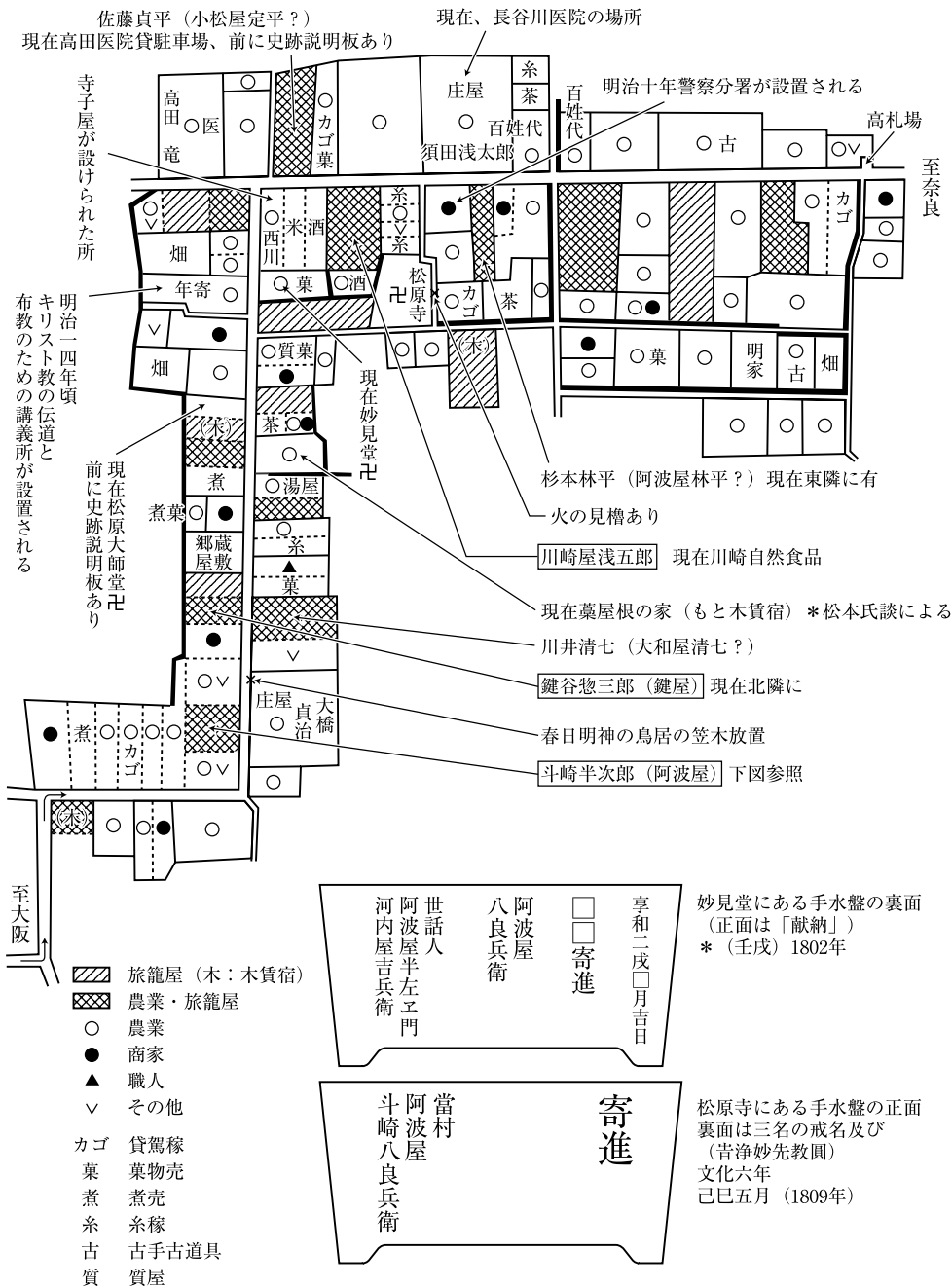


図2 明治初年松原宿 町並

この図は「明治初年松原宿街並復元図」(明治4~5年頃)²⁾に基き、東大阪市松原史談会が旧事の松原の様子を調査し注釈を付けて『東大阪市松原の歴史』(2007年)に掲載した手書き図を、本稿掲載にあたり模写したものである。また、復元図の典拠特定にあたっては、竹内徹氏にご教示を受けたことを記し、謝意を表する。

なる

- ③ 奈良・郡山へは距離が長く、暗峠を越えるため、人足に余計の人数が必要となり、大坂からにせよ奈良からにせよ、継立時刻が遅くなるとその増銭増加の原因になる
- ④ 他の街道筋と違って問屋を駅所で給銀を出して召抱えているので、諸荷物の口銭、付出し銭などの利益がなく、旅籠屋も道者宿で宿の助成にならない
- ⑤ 増銭も明和四年（一七六七）に一カ年に銀一貫目ばかり、安永元年（一七七二）ごろには二貫目余り、安永六年（一七七七）ごろには四貫目余り、天明元年（一七八一）には五貫目を超え、この頃には九貫目に達した
- ⑥ 人馬継立方に関して先触がない使用が多く迷惑である
- ⑦ 肥料代の高騰と凶作のため、困窮が増している
- ⑧ 以上のような事情のもとで御用を勤めているのに、年貢諸掛り物の軽減に考慮がなく、増銭支弁の方法がない
- 以上のような内容である。
- 助郷五力村は、御料所収納方のうち、伝馬宿入用、六尺給米、蔵前入用の免除、助郷の差替もしくは加村を願っている。理由としては、継立入用の増大、凶作と肥料代の高騰による困窮を挙げている。
- 助郷の歎願は奉行所の扱いとなり、その願書では、三役免除願が削られた。その後奉行所から諸入用についての吟味されるうち、他の村も困窮していることを理由に助郷差替は五力村が願い下げた。

同年一二月松原宿から町奉行へ提出した口上書で改革方法を示し、

枚方宿、守口宿、三日市宿では先触のない人馬継立は断っているで、松原宿でもそれに準じて継立てることを認めるよう願った。そうすれば継立経費が軽減できるのである。また、宿方の仕法も改正し、諸入用を三分の一に抑えるよう努め、三・四力月ほど実施し、その実績を報告したいという考えであった。しかし、先触のない継立を謝絶しようにも公の裏付けがなく、結局は人馬を提供し続けなければならず、諸入用はわずかに減少しただけであった。

その後も減免運動は続く。元駅、助郷側ともに新宿出願を願うが沙汰なく、助郷側では、助郷の差替え、それが不可能なら加助郷の指定を願い、それがかなうならば三役免除願は出願しないなどの誓約をする。町奉行では助郷側から正人足を出すことを提案しているが、人の手当て、増銭の問題から、相変わらず助郷側は助郷の差し替えを願う。そこで、奉行所から宿方諸入用の限度額を定め、それによって助郷側の負担額がきまり、年々増加しないようにすること、諸入用を六貫七四〇目とし、元駅はそれを超過しないようにし、この額以下で済む時はそれに応じて割戻するという仕法が出され、元駅は承諾した。

寛政六年（一七九四）には、助郷五力村が元駅四力村を相手取り、「駅所諸帳面御吟味御願」を奉行所に提起、勘定帳の吟味を願い出ている。交渉の結果、寛政六・七・八年の三年間、駅所諸入用総額を一年銀四貫目に抑え、助郷五力村はその四六パーセント、一貫八四〇目を引き受ける。寛政九年（一七九七）以後はこの決め高より少ない額

で引き受けることにするという約束を取り交わした。

以上が本文書以前の松原宿の状況として『布施市史第二巻』で触れられている内容である。

安政六年の訴訟について

助郷側は、天明に取り決めた割合に従い出銀しているが、元駅は規定を取り崩し勝手に諸入用帳面を作り割賦を押し付け、飯盛女、仲仕、煮売屋商売の益銀を集めている件についても事実を有体に答えない。そのため助郷の辞退を奉行所に訴えた。ここで言及される飯盛女については、『中河内郡誌』にあるとおり、文政四年にその記述が見える。煮売屋については、安政四年（一八五七）には、中垣内村のきく屋清兵衛が、枚方・松原両駅所煮売屋にさし加えられることを許され、そのかわり御冥加として宿駅の御用を勤めるが、両駅所から遠方なので、金一分を毎年納入することにしたと約定しているという記録がある⁽³⁾。また本文中にも「近年庄屋代人ヲ以夫代多分付出候儀二而問屋無之候節八諸入用筋二故障無之問屋出来候而より兎角相嵩候よし」とあるように、問屋ができてから諸入用が嵩むようになったといわれている。

その問屋については具体的なことは書かれていない。この文書の中では、四月一八日に引合書を持参するのに問屋額田村与兵衛、豊浦村徳三郎が居合わせた場所として「松原兵八」とあるが、松原村兵庫屋

八兵衛は天保一五年辰二月改正の『浪華組道中記』中に松原宿の項に「宿」として掲載されている。四月二十七日に、諸入用が嵩み、「見越入用筋之積」は積り書では拾貳貫三百八拾文となつていとある。五貫五百文と入札の際に決めた金額と七貫も違うことに不信感を募らせている。帳面に信用が置けないが、夫代、馬繋場を拵えた代銀、宿賃銭、人足心付け、問屋の合羽代、御上銭につきひとつひとつ照らし合わせていくことになる。助郷側の諸入用の負担はここ十年の平均で渡切になつていくが、五、六〇年前には六百目ほどであった経費も近年では全く様変わりし、以前の帳面はつかえないと元駅は言い張る。助郷側は、元駅が益銀を集めていることを指摘しているが、助郷側のほうも公銀の拝借を願ひ、四十貫目を手にしていると、両方の事情が明らかになれるが、六月一日には助郷側から奉行所へ差し出された口上で書かれるように、「御老中様御通行之節助郷五ヶ村江可相掛四歩六厘之割合、人足賃銭七拾五貫文」と「諸入用銀壹貫目」を元駅に渡すことで決着を見るかと思われた。

ところが、ここで助郷側は入用銀を渡さなかつたのである。文化文政度の頃と安政六年では米の値段も違つており、現在では高くなつていから、以前には渡しすぎだつたのではないかという。示談が行き届かなかつたため、奉行所からお尋ねがあるが、事情を聞くと掛りの役人は立腹し、書付を以てきまつていないかと言つが、助郷側は納得しない。また助郷の間でも温度差が出来る。吉田村と松原村は隣なので昵懇であり、高井田、御厨村以外の助郷の他二カ村菱江

村、岩田村と語らい、決着をつけてしまおうという話が出来る上がる。また他の村の高は五千石余りであるのに対して高井田村・御厨村の二村では高が三千石に満たないという理由で、今回のみ諸入用銀一貫目と人足賃錢七五貫文は支払うが、次回からは銀五百目ほどでお願いしたいという。

この件は、銀一貫目について年々八〇匁の利息を元駅は返済せず、助郷が入用の節に渡すということと証文を交わし、決着がついた。御厨村と高井田村はその利息を、御厨村は四百目、高井田村は六百目の割合で御役々様の御通行の入用銀に充てた。

ここで改めてこの文書の中で天明四年と天保一年の取り決めが元駅と助郷側の間で再確認された。前述の『布施市史』の中では「さきの協定のうち、松原宿の年間経費を銀四貫目におさえることはともかく、天明の助郷五力村が継立諸入用の四分六厘を負担する仕法は、慶応四年当時にも行なわれ、寛政六年以後変更されていないようである」と書かれていて、天保一年の取り決めが存在することも、その内容についても触れられていなかったが、助郷側は諸入用すべてを四六パーセント分負担していたのではなく、適用されるものとされないものがあることがわかる。たとえば、今回の継立では、五月一八日に記述があるように吟味の対象となっている馬繫場所に関しては、天保一年の時点の取り決めでは四力村が引きつけるとある。天保一年の取り決めの内容をみていこう。

まず、「為取替証文之事」のあとに「御勘定様御普請改様御通行御

朱印御証文之人馬継立之砌入用割」とある。つまり、ここ松原宿で天保一年に想定される公用の通行者は、勘定奉行と普請奉行である。

勘定奉行が老中の下にあり、寺社奉行、町奉行とともに三奉行であるのに対して、普請奉行は下三奉行のうちのひとつで、後の二つは作事奉行、小普請奉行である。將軍が人馬の使用を朱印上で許可した「御朱印」であれば、公家衆や門跡、大阪城代の交代、宇治茶運上などの際に発行されるものであるが、天保十一年の時点で想定されている通行者は「御勘定様御普請改様」か、後に言及される「御目付様」「御老中様」であり、前記のような通行者が通行することはないことがわかる。

それでは、入用割について、定められた経費のみ書き出してみる。

・御伝馬入置場所の借り賃銀四匁

・馬繫場所拵賃錢一貫四百文で、元駅四力村が引受ける。但し馬十匹くらいまではこの通り。格別の御通行の場合は相談

・当日継立の席料銀四匁

・問屋役人への経費は、先触の内容を聞きに御伝馬所人足方并御旅館へ行く際には宿役人一人ずつとめ、夫代飯代が銀五匁ずつ、奈良への継立の様子を伺いに行く際には宿役人一人ずつとめ、夫代飯代が銀八匁ずつ、継立の人足などの割当を決めるため元駅助郷が集まる際には一人前一匁五分ずつ、当日は村役人、問屋役人に一飯につき一匁ずつ出す。当日の昼夜とも元駅だけは人数名前金額を記して渡す

以上が経費の取り決めである。次に元駅と助郷側の負担の支払方法が書かれている。

- ・ 入用品については元駅が準備する。御勘定様御普請改様御通行御朱印証文之人馬継立の経費に関しては、助郷五力村がこれまでどおり経費の四六パーセントを負担する
- ・ 平生人馬継立については、七月前に銀九百二十匁、十二月前に銀九百二十匁四分六厘を助郷側が支払う
- ・ 御目付様御通行の場合は、この十年の平均金額の四六パーセント、銀百二十八匁一分二厘を御通行のときに助郷五力村が支払う
- ・ 御老中様御通行の場合は、格別の事なので不調法がないように相談する

以上が天保一一年の取り決めである。

これを踏まえて、今回安政六年の時点で、御勘定様、御普請改様の御朱印御証文人馬継立は天保一一年の取り決めを、臨時の継立に関しては天明四年の取り決めに従うことになった。これは、総入用銀を元駅五六パーセント、助郷四六パーセントの割合で負担するというものである。それと同時に、問題になっていた夫代飯代については、元駅から拾両渡されているにもかかわらず、飯代については元駅の世話にならないと、結局五両が助郷側から兵庫屋八兵衛へ支払われていたが、立会夫飯代は持ち分かれと決まり、この後文久元年（一八六一）、「オールコック参府の継立ではそれぞれの村から元駅に勘定通りに渡している。」

加助郷と幕末の助郷

諸入用銀については、この約定がそのまま幕末まで通用している一方で、助郷村の村増しについてはこれまでに再三要求していたが、すでにこちらは文政五年（一八二二）、河内郡日下・上之嶋・福万寺・市場・新家・六万寺の六力村、若江郡荒本・横枕・新家・長田・川俣・西堤・稲田の七力村の合計一三力村が追加されており、これらの村々は高百石につき一ケ年分助入足五人を出すことが定められていた。しかし、若江郡の七村については、天保九年（一八三八）まで助郷を務めていたが、所司代の役知になり非常人足などを勤めなければならなくなったので助郷除村となった。その後慶応四年（一八六八）に御役御免となり、また助郷を勤めるようになった。同年七月松原駅役人に提出された口上書によると、菱江・岩田・御厨・高井田・吉田の五つの村は、「駅場江日々立会相勤」となり、加助郷の一三力村は「松原駅江附属と仰付被下置候」となっている。

文久元年（一八六一）のオールコックの継立では、人足は、元駅四力村と助郷は岩田・高井田、その他下若江・池島・峠・四糸・出雲井・下島・玉串・尼ヶ辻、馬惣代は弓削・船橋・布市から出されている⁽¹⁵⁾。この助郷のうち、人足を出しているのは岩田村と高井田村だけである。役人としては、御厨・菱江・吉田村の名前が挙がっている。

慶応四年（一八六八）閏四月二四日（九月八日に明治と改元）、河州若江郡、石川郡の村々、江州志賀郡、栗太郡、城州綴喜郡の村々すべてが大津宿の付属となった。松原宿の助郷のうち若江郡にある菱江

村、岩田村、御厨村、高田村の四力村が含まれる。同年六月には、元
 駅から助郷側五力村に対して、「御一新二付向後相改如先前五歩四厘
 四歩六厘割合ヲ以日々立会人馬繼立并二諸入用共無差支相勤可申候」⁽¹⁶⁾
 とある。また「遠路なのでご赦免の儀を願ったにもかかわらず、出
 金しなければならなくなったので、その割合を宿加村は三歩、助郷村
 は七歩と決める」約定一札が、菱江村、市場村、日下村、上之嶋村、
 福万寺村、吉田新家など若江郡七力村、高安郡一三力村から入れられ
 た。また慶応四年八月には高井田村、御厨村、岩田村、菱江村から同
 年五月、七月二回の大洪水があり、また松原宿と大津宿両方分の負担
 を訴えている。結局これらは、明治五年（一八七三）の助郷制度廃止
 という形で解決をみることになる。

おわりに

最後に、この文書に関連する加藤家文書の別史料を参考までに挙げ
 ておく。史料は重複しているが、本文書で「省略」と記されている部
 分を確認することができる。またこの史料から、「助郷分金貫七百三
 匁式分式之内へ銀九百目相渡勘定相済」と、九月六日には支払金額
 のうち銀九百目が済んでいること、御厨村と高井田村の支払いに関し
 ては、別証文があることがわかる。これまで考察してきた高井田村田
 中傳兵衛の控えの中では、九月一四日の日付で、諸入用銀の利息は元
 駅へお預け置き助郷が入用のときには渡すということであったが、御

厨村は四百目、高井田村は六百目の割合で二力村だけで差継という内
 容の証文を、高井田村庄屋源左衛門に預け置いたと記されている。

【史料】

乍恐願下御断

一松原宿元駅四ヶ村相手取御繼立諸入用帳面不分明御糺出入当四月廿
 五日奉願上御調中猶又元駅私共相手取諸入用銀出入同月廿七日被
 願上双方御調相成対談中度々御日延奉願上罷在候処此度下二而対談
 詰メ向後御老中様御通行之節御附々様御朱印御証文有無共并二御
 役々様都而御通行二付前後御繼立諸入用銀貫目人足賃錢七拾五貫
 文右式口助郷分元駅四ヶ村江相渡万事渡切二相成候迄者晴雨二不抱
 如何様之諸入用相高相（貳）減候共元駅限二取計可致候約定二相成候
 上者互二増減之儀者申間敷候依之御通行当日夕四日前二右銀錢共無
 遅滞相渡可申事

但本文之通約定いたし候処御通行之砌自然元駅二而人足難調候
 節者不足之人足助郷分差出可申候尤賃錢之儀者元駅分相渡可

申事

右之通

御老中様御通行一条示談行届互二無違背相守可申候
 一御勘定様御普請役様御附々様御朱印御証文人馬繼立之節者天保十一
 子年十二月之為取替相守可申候事

一其外御臨時御役々様御通行御繼立之節者天明四辰年正月為取替相守元駅五步四厘助郷四步六厘之割合ヲ以初発シ立会夫代飯代持分レ都而諸入用物之儀者日々元勘定ニ而致請弘実意ヲ以御繼立之儀者御太切之取扱可致候為御証為取替一札如件

前書対談依之始末助郷之内高井田村御厨村分銀壹貫目利足之儀者壹年二銀八拾匁宛其年之積是又元駅へ預ケ銀助郷入用之節利足請取管之別紙証文請取置候

右之通約定為取替一札引替仕猶又当二月廿七日 御老中様御繼立諸入用銀元駅四ヶ村分仕出勘定帳面助郷分壹貫七百三匁貳分式之内へ銀九百目相渡勘定相濟双方無申分下濟仕全 御威光故与難有奉存候依之願下ケ仕度右御聞濟被為 成下候ハ、難有仕合ニ奉存候以上

安政六末年

九月六日 多羅尾民部殿当分御預所

河州若江郡高井田村

庄屋

伊兵衛

右同断同州同郡御厨村

庄屋

勘左衛門

永井金三郎殿知行所

同州同郡岩田村

庄屋

弥治右衛門

酒井若狭守殿御役知

同州同郡菱江村

庄屋

彦助

片桐石見守殿領分

同州河内郡吉田村

庄屋

佐兵衛

御繼立二付立会

手掛候者

御厨村

伊右衛門

岩田村

嘉兵衛

吉田村

長右衛門

御奉行様

付記

当文書は、「近世古文書を語り読む」と題して大坂商業大学商業史博物館が行っている中級古文書講座において、平成二十、二十一年の二年度にわたってテキストとして使用したものである。本講座は講師に酒井一先生（三重大学名誉教授）をお招きし、平成十六年から行い今年度で開講六回を数える。平成二十年には例年通り酒井先生が担当されたが、次年度は、酒井先生の事情で常松隆嗣先生（関西大学非常勤講師）に講師をお願いすることとなった。今回その成果を翻刻してここに掲載し、筆者が解題を付した。講座修了の際に受講生の方々は当館で講座の際の釈文をまとめた翻刻をお送りしたが、今回の掲載にあたって改めて池田治司とともに翻刻を見直し、若干の訂正を加えた。

解題に関しては、筆者が講座時に酒井先生がご教授くださった資料をもとにまとめ、最終的に酒井先生に目を通していただいた。ここに記して感謝を申し上げたい。

この機会に、古文書講座が単にくずし字を覚えて古文書を正確に読むことだけでなく、当時の時代状況を常に視野に入れながら、常に生き生きとまさに「歴史を語り読」んで下さる酒井先生に改めてお礼を申し上げます。また、ピンチヒッターを快諾され、最後にはやはり歴史にあらわれる人間そのものの面白さについての興味をかきたててく

ださった常松先生にも、この場を借りてお礼申し上げます。

また、何にもまして、開講以来、古文書への尽きぬ興味とまたこの講座の開講をいつも楽しみにしてくださる受講者の皆さんのお名前を掲載することで皆さんへの感謝の意にかえさせていただきます。二年度ともに臨地見学会を実施し、平成二〇年度には暗越奈良街道を玉造稲荷から二軒茶屋を経て深江まで、翌年には、吉田から枚岡までを、「横野万葉会」会長の大東道雄さんのご案内で歩きました。松原宿には往時の面影が全くななくなっていたことが印象的でした。二六八頁掲載「明治初年松原宿町並復元図（明治4〜5年ごろ）」はその際に大東さんにご教示いただいたものです。

平成二十年度受講者（五十音順）

有本悦章、池田 健、石田 馨、石田泰信、泉 淳子、
磯島一誠、井上 宏、今中 寛、岩尾慧司、大川忠則、
大東道雄、岡田俊雄、尾崎良子、兼古光男、川野峰雄、
窪田康子、栗原修二、黒田秀幸、後藤三左子、阪井 明、
佐藤啓二、高橋峰子、田里孝子、玉置豊子、中田美和子、
中野恵子、中村 甫、名越己井子、野間 弘、福井佳代子、
藤井嘉子、藤田 栄、藤吉悦子、鮎谷 勝、堀川静代、
牧野加津子、松村光祥、安田憲司、山岸敏子、山田修士、
山本清澄、吉内イサ子、吉田育弘
平成二十一年度受講者（五十音順）
相尾眞敏、池田 健、石田 馨、石田泰信、井上 宏、

今中 寛、岩尾慧司、大東道雄、岡田俊雄、尾崎良子、
 金沢滋子、兼古光男、北村静子、栗原修二、黒田秀幸、
 小西 典、後藤三左子、阪井 明、佐藤啓二、田里孝子、
 玉置豊子、中田美和子、中野恵子、中村 甫、中村衛男、
 名越己井子、野間 弘、箱石和子、東口恵子、藤井嘉子、
 藤田 栄、藤吉悦子、堀川静代、牧野加津子、松村光祥、
 三宅一雄、山岸敏子、山田修士、吉内イサ子、吉田育弘

注

- (1) 黒羽兵治郎「奈良街道の駅村とその助郷」(大阪府立大学経済研究『第一六号、一九六〇年)、同「河州農村の助郷役―幕末の布施界限におけるその負担」(『大阪府立大学経済研究』第一八卷、一九六一年、同「罰松維新期の助郷事情―布施界限の諸村を中心として」(『大阪府立大学経済研究』第二二号、一九六一年)も参考としたが、主に『布施市史第二巻』(布施市役所、一九六七年)を参考とした。従って特に注記しないところは同書からの引用である。

- (2) 同右
 (3) 松浦玲「十 オールコックの見た浪華」『幕末・京大坂歴史の旅』朝日新聞社、一九九九年
 (4) 『国史大辞典』吉川弘文館
 (5) 『大阪編年史第三巻』二十一日、老中間部詮勝、大坂沿岸見分ノタメ来坂シ、上中之島町ニ滞留入」大阪府立中央図書館、一九七七年
 (6) 『中河内郡誌』大阪府中河内郡役所、一九二四年
 (7) 『枚岡市史第四巻』大阪府枚岡市役所、一九六六年
 (8) 御定駄賃銭については、「天保一五年三年河内郡水走村様子明細帳」

『東大阪市史資料第六集(一)』(東大阪市役所、一九七六年)による。海道筋駄賃御定制札が万治三年(一六六〇)十月道中奉行所から出されていることが、『近世法制資料叢書第一 御當家令條・律令要略』(石井良助校訂、創文社、一九五九年)で確認できる。また、『大坂市史第三』の宝永二年(一六二五)十月の定「大坂よりの駄賃人足賃御定之事」で、大坂から松原宿までの駄賃銭がわかる。

- (9) 『近世交通史の研究』児玉幸多、筑摩書房、一九八六年
 (10) 『布施市史第二巻』「第五章河内の舟運と剣先船」
 (11) 『近世交通史研究』黒羽兵治郎、一九四三年、日本評論社
 (12) 「明治期の宿場町―暗越奈良街道松原宿の場合」中『歴史景観の復元―地籍図利用の歴史地理』桑原公德編、古今書院、一九九二年
 (13) 『史談会報』第四号、布施史談会、一九六〇年
 (14) 『枚岡市史第四巻』に立花町、額田家文書に「為取替証文之事」が掲載されている。これは天保十一年の助郷五力村から元駅四箇村役人に宛てた取り決めの史料である。
 (15) 『布施市史第二巻』
 (16) 「駅所一件願文控 御厨村奥方控 慶応四年六月」加藤家文書。以下の史料の内容による。

参考文献

- 「浪華組道中記」天保十四年 版 天保十五年改板
 「駅所一件願文控 御厨村奥方控 慶応四年六月」 加藤家文書 J-13
 九三二一五六
 「乍恐願下御断 河州若江郡高井田村庄屋伊兵衛・右同断同州同郡御厨庄屋勤左衛門他六名 御奉行宛 安政六年九月六日」加藤家文書 J-1
 三九二一五三七
 (以上、大阪商業大学商業史博物館蔵)